

長野県多文化共生推進指針策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを推進するため、長野県内のこれからの多文化共生の道標となる多文化共生推進指針の策定することとし、その方向性等を検討するため、長野県多文化共生推進指針策定委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査、検討する。

- (1) 外国籍県民等の現状と課題
- (2) 多文化共生推進に関する基本的な考え方
- (3) 多文化共生施策の方向性
- (4) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は別表に掲げる委員 15 名で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員の任期は平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員会の運営を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、長野県県民文化部国際課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。